



令和 7 年度から開始予定の新規事業 および見直しを行う事業について

新規事業および見直しを行う事業について

新規事業

医療 外来化学療法推進事業

- ・ がん患者の病態に照らし、生活の質の向上や医療資源の効果的かつ効率的な活用を図るため、がん診療連携拠点病院等向けの研修会を開催するなど、外来化学療法体制の充実を図る

共生 三重県アピアランスケア協力理容所・美容所登録制度

- ・ ウィッグのメンテナンスなどがん患者向けのサービスを提供する理容所・美容所を登録し、その登録リストをがん患者に情報提供し、療養生活の支援を図る

見直しを行う事業

予防 三重県内事業所向けがん啓発研修会委託事業

- ・ 三重県内の事業所に対して、がんに関する知識や、がん検診の重要性に関する研修会を行い、がん検診受診率の向上を図る

共生 社会保険労務士によるがん患者等への就労に関する相談事業

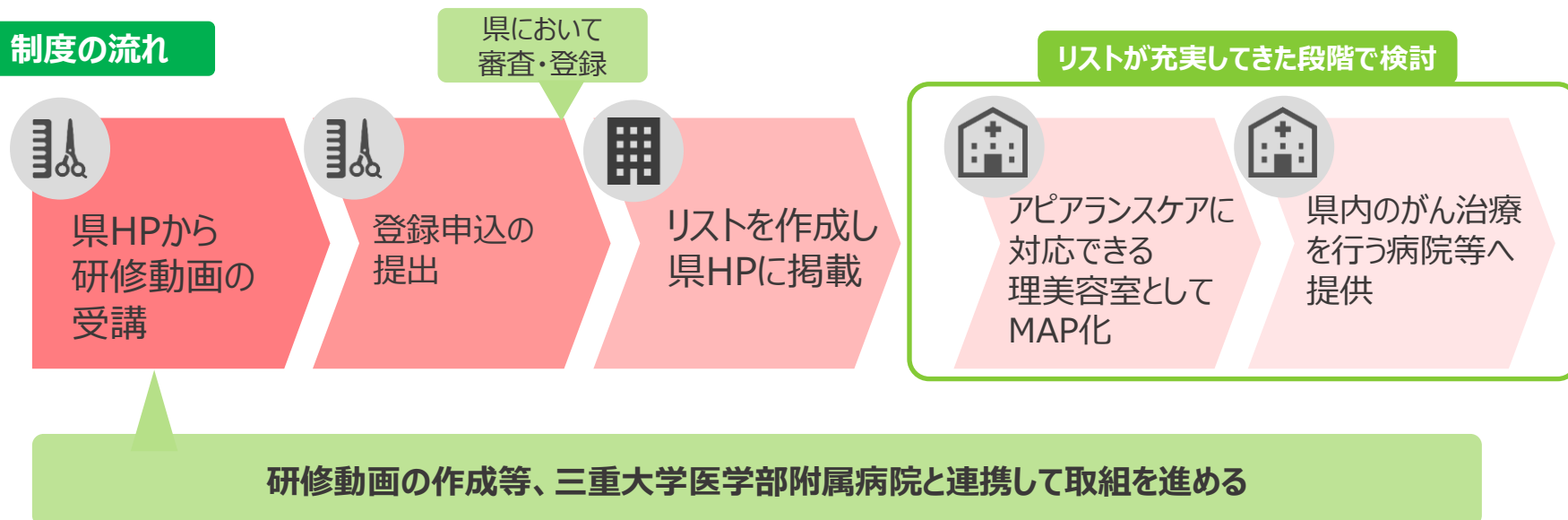
- ・ 社会保険労務士が就労に関する相談対応を行うことで、がん患者の治療と就労の両立を支援することを目的として実施している事業について、対象者の範囲や、相談対応の方法の見直しを行う

三重県アピランスケア協力理容所・美容所登録制度について

制度趣旨

- がん患者が治療を受けている間も自分らしく生活を送るために、アピランスケアの重要性が高まっているところ。
- 治療による脱毛をケアするために、ウィッグを利用する患者は多いが、そのカットやケアの方法等に不安を抱える患者が多い。
- 県内のがん患者に対するアピランスケアを充実させるためには、病院や行政だけでなく、実際に患者からウィッグのカットやケアに関する対応を行う、理容所・美容所（以下「理美容室」という。）との連携体制を構築することが必要。
- そこで、がん患者に対するアピランスケアの対応を行うことができる理美容室を協力理美容室として登録し、県においてリスト化する。

制度の流れ



三重県がん相談支援センターにおける社会保険労務士相談について

令和7年度から以下のとおり、対象者や相談対応の方法を見直し、
ご利用いただきやすい窓口をめざします

実施日時は変更なし
毎月第3火曜日
13:00~16:00

変更前

変更後

01 対象者

- がん患者・経験者とその家族のうち、就労中または休職中の方



- がん患者・経験者とそのご家族の方
- 医療機関等において、がん患者等の相談対応を行っている方
- 企業でがん患者に対する支援の検討を行う方

対象の
拡大

02 相談の調整

- 約2週間前までに三重県がん相談支援センターに予約を行う必要がある
- 予約がなければ、その日の対応はなし
(対応予定の社会保険労務士にキャンセルの連絡)



- 原則は事前予約を優先
- 予約がなくても、相談可能とする
- 相談日当日に予約がなければ、予約なしでも相談できる旨を改めて周知

柔軟な
対応

03 相談の方法

- 相談希望者は三重県がん相談支援センターに来所し、対面にて相談を行う



- 対面による相談に加え、Zoomによるオンラインでの相談も可能とする
(いずれの場合も、社会保険労務士は三重県がん相談支援センターにて対応)